

名簿を作るときの注意事項について

(区・常会・PTA・同窓会等任意組織が会員名簿を作成する場合)

平成31年3月1日 箕輪町

■平成29年5月30日に個人情報保護法が全面施行されたことに伴い、区・常会やPTA、同窓会等の非営利組織の運営に係る個人情報の取り扱いについても、法の適用を受けることになりました。

1 個人情報を集める、保管するときのルールについて

ステップ① 個人情報を集める前にすべきこと

ルール	名簿を作成して配布する場合
★利用目的の特定 ・個人情報の利用目的をあらかじめ特定します。	「●●のため名簿を作成し、名簿に掲載される方に対して配布する」等と利用目的を特定する必要があります。

ステップ② 本人から個人情報を集めるとき

ルール	名簿を作成して配布する場合
★利用目的の通知・公表 ・本人から書面で個人情報を取得する場合には、本人に対して利用目的を明示します。	個人情報を集める際、配布する用紙に上記①の利用目的を記載する必要があります。

ステップ③ 個人情報の保管

ルール	名簿を作成して配布する場合
★安全管理措置 ・集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じます。 ・廃棄についても適切に行う必要があります。	区等の事務局において、盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。 また、名簿の配布先の方に対して、盗難や紛失、転売したりしないよう注意を呼びかけることも重要です。 さらに廃棄についても適切に行うよう、合わせて注意を呼びかける必要があります。

その他 保有する個人情報の訂正等

ルール	名簿を作成して配布する場合
・集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続の方法等を本人の知り得る状態にしておき、請求に応じて訂正します。	ステップ②で配布する書面に、訂正に関する問い合わせ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する必要があります。

2 個人情報を第三者に提供するときのルールについて

①本人の同意の取得

ルール	名簿を作成して配布する場合
本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。 ただし、次のような場合は、同意がなくても提供できます。 例： 1 法令に基づく場合 2 人の生命、財産を守る場合 3 委託先に提供する場合	「名簿に掲載される方に対して配布するため」と伝えうえで、任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たことになります。 また、以下の場合は同意を得なくても、名簿を提供できます。 例： 1 警察からの照会 2 災害発生時の安否確認 3 名簿を印刷業者に作成を委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合

②提供に関する記録義務

ルール	名簿を作成して配布する場合
提供先などを記録し一定期間保管してください。	名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。

③委託先の監督

ルール	名簿を作成して配布する場合
個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行ってください。	名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。 ◆委託先への確認方法の例 情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す等 また、個人情報が適切に取り扱われているか委託先の状況を口頭等で確認することも大切です。

3 個人情報保護に関するQ&A

Q1. 個人情報とは？

A1. 生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、区やPTA等における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には、個人情報になります。

Q2. すでに配布した名簿はどのように取り扱えばよいか？

A2. 会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何か行う必要はありませんが、盗難・紛失等のないよう、適切に管理してください。

Q3. 新たに会員名簿を作成・配布する場合、変更のない会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになるが、その場合はどのように取り扱えばよいか？

A3. 以前に名簿を作成する際、その方に対して「利用目的」を伝え、「第三者提供」について同意を得ている場合は、改めて何か行う必要はありません。

Q4. 会全体の名簿以外でも、地域やブロックごとの連絡網を作成・配布する場合、どうすればよいか？

A4. 名簿を作成・配布する場合とルールは変わりません。
「連絡網を作成し、記載されている方に配布する」という利用目的を定め、その利用目的や問い合わせ先を書面等で関係者に伝え、作成した連絡網は安全に管理するといったことが必要です。

その他ご不明な点等がありましたら、箕輪町役場総務課総務係(79-3111)へお問い合わせください。

また、国でも相談窓口が設置されていますのでご利用ください。

個人情報保護法相談ダイヤル 03-6457-9849

土日祝日及び年末年始を除く9:30～17:30